

京都市市内出張等旅費支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第152号

京都市市内出張等旅費支給規則の一部を改正する規則

京都市市内出張等旅費支給規則の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「，宿泊料及び日額旅費」を「及び宿泊料」に改める。

第4条第2項ただし書及び同条第3項を削る。

第6条を削り，第7条を第6条とする。

第8条中「行財政局組織・人事担当局長」を「行財政局人事担当局長」に改め，同条を第7条とする。

附則第2項を削り，附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第6条関係)

市内出張等命令簿兼旅費請求書

年	月分	所 属	職 名	氏 名

命令者印	出張日	用務地	用 務	交 通 費		車 賃			
				交通機関名 及び区間	実費額	実 費		定 額	
						交通機関名 及び区間	実費額	路 程	金額
			のため	—	円	—	円	キロ メー トル	円
			のため	—		—			
			のため	—		—			
			のため	—		—			
合 計				円					

上記の旅費を請求します。

年 月 日

氏 名 (印)

(宛先)京都市長

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)